

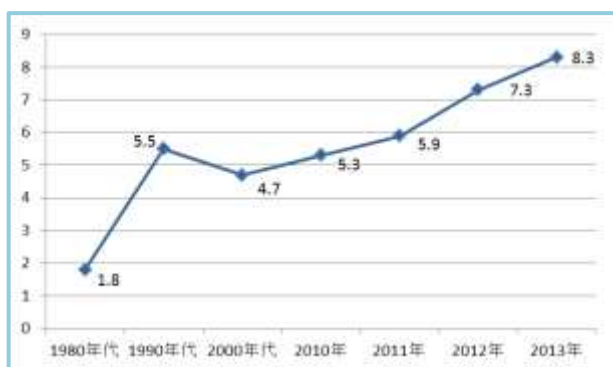
# 国別基礎情報 ミャンマー

## 1 統計情報

### 1-1 実質 GDP 成長率

8.3% (2013 年)

図表 1 実質 GDP 成長率の推移 (%)



出所：[Myanmar: Unlocking the Potential, A Strategy for High, Sustained, and Inclusive Growth](http://www.adb.org/sites/default/files/publication/161904/ewp-437.pdf), ADB Economics Working Paper Series No.437  
<https://www.adb.org/sites/default/files/publication/161904/ewp-437.pdf>

図表 2 各部門の GDP 比 (%)



出所：[Myanmar: Unlocking the Potential, A Strategy for High, Sustained, and Inclusive Growth](http://www.adb.org/sites/default/files/publication/161904/ewp-437.pdf), ADB Economics Working Paper Series No.437

### 1-2 総人口

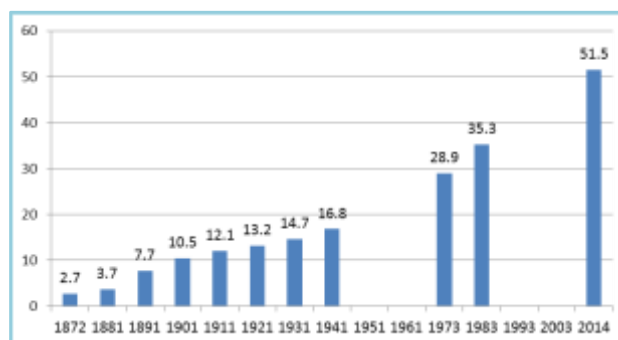
5,148 万人 (2014 年実施のセンサスの結果)

図表 3 総人口の推移 (1) (万人)

年	1941 年	1973 年	1983 年	2014 年
人口 (万人)	1,680	2,890	3,530	5,148

出所：[The 2014 Myanmar Population and Housing Census, The Union Report, Census Report Volume 2](http://www.dop.gov.mm/moip/index.php?route=product/product&path=54_49&product_id=95), Ministry of Labour, Immigration and Population, The Republic of Union the Union of Myanmar  
[http://www.dop.gov.mm/moip/index.php?route=product/product&path=54\\_49&product\\_id=95](http://www.dop.gov.mm/moip/index.php?route=product/product&path=54_49&product_id=95)

図表 4 総人口の推移 (2)



出所：[The 2014 Myanmar Population and Housing Census, The Union Report, Census Report Volume 2](http://www.dop.gov.mm/moip/index.php?route=product/product&path=54_49&product_id=95), Ministry of Labour, Immigration and Population, The Republic of Union the Union of Myanmar

### 1-3 就業者数 (労働力率)

10 歳以上の人口、およそ 4,100 万人についての労働参加率は 57.7%である。ただし、最低の年齢が 10 歳から 15 歳に引き上げられた場合は 63.4%になる。生産年齢人口 (15-64 歳) についての労働参加率は 67.0%になる。

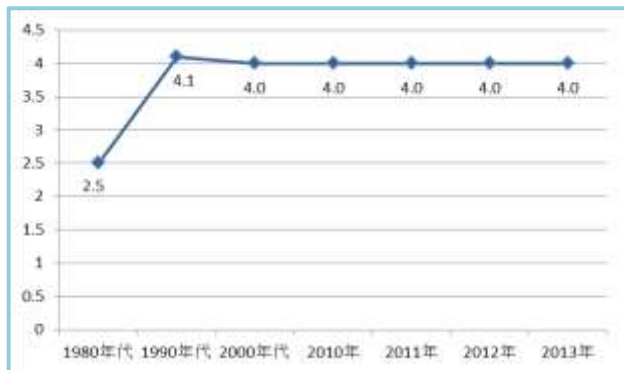
- » 男女別労働参加率 (15 歳～64 歳)  
 男性：85.2% 女性：50.5%
- » 男女別雇用／人口比率 (15 歳～64 歳)  
 計：64.4% 男性：81.9% 女性：48.4%

出所：[The 2014 Myanmar Population and Housing Census, The Union Report, Census Report Volume 2](http://www.dop.gov.mm/moip/index.php?route=product/product&path=54_49&product_id=95), Ministry of Labour, Immigration and Population, The Republic of Union the Union of Myanmar

## 1-4 失業率

4.0% (2013 年)

図表 4 失業率の推移 (%)



出所: [The 2014 Myanmar Population and Housing Census, The Union Report, Census Report Volume 2](#), Ministry of Labour, Immigration and Population, The Republic of Union the Union of Myanmar

### » 男女別失業率 (15 歳～64 歳)

男性: 3.9% 女性: 4.1% (2013 年)

注: 失業者の定義および失業率の算出方法は、現地でのヒアリング調査等で問題が指摘されているため、他の国の失業率を比較することは難しい。

## 1-5 若年者失業率 (15～24 歳)

9.6% (2013 年)

出所: [The 2014 Myanmar Population and Housing Census, The Union Report, Census Report Volume 2](#), Ministry of Labour, Immigration and Population, The Republic of Union the Union of Myanmar (p.181 より試算)

## 2 雇用・失業対策

### 2-1 公共職業安定制度

郡 (タウンシップ) ごとに設置されている労働事務所 (Labour Exchange Office) が、労働基準監督行政とともに、職業安定行政も担当している。労働事務所では 18 歳以上の者に関して求人登録することができる。1959 年雇用制限法 (1975 年改正) によれば、5 人以上の労働者を

雇用する事業主は、欠員を労働事務所に通報することが義務づけられている。

政府が公表する『Selected Monthly Economic Indicators』によれば、労働事務所の登録者数は、全労働力人口 (統計数値上把握されている限りの) の 2% 程度を占めるに過ぎない。また、毎月、登録されている求職者数の 30% 程度しか就職できていないのに加えて、新規求職登録者数の 30～40% 程度の人数が、公共職業安定所を通じた就職活動をせずに求職者登録から抹消されている。

出所: 中央統計局 (Central Statistical Organization) 『Selected Monthly Economic Indicators』

### 2-2 失業保険制度

社会保障法 (2012 年制定) が失業給付について規定している。

失業保険料は、労働者が賃金の 1%、使用者が 1% を支払うことと規定されている。保険加入者が 36 カ月以上保険料を支払った者で、以下の社会保障法第 37 条 a～d に該当する場合に失業給付を受ける権利を有する。

- 自己都合退職ではなく仕事が永久になくなったために離職せざるを得ないこと
- 違法行為や横領、文官規則違反、職場規則に故意に違反することによって解雇された者でないこと
- 健康で働く意欲をもっている者
- 所轄のタウンシップの職業紹介所に登録され、毎月職業紹介所や社会保障事務所に出席している者

給付額と期間は、直近 1 年間の平均賃金の 50% 分を、2 カ月分と規定されている。36 カ月以上保険料を支払った場合は、12 カ月ごとに 1 カ月分が追加され、最大 6 カ月分を受給することができる。失業中に結婚した場合は、扶養家族の状況によって、10% を超えない範囲で加算額を受給する権利を有する。病気になった場合、失業給付を受ける期間治療や現金給付を受けることができる。妊娠や出産の場合も給付を受け

る期間（2カ月から6カ月）、治療や現金給付を受けることができる。また、社会保障委員会が認める訓練を受けることができる。失業給付の期間中に死亡した場合、遺族に葬祭料が支払われる。

一つの事業場につき1回だけ失業給付が受けられる。失業して同じ事業場にふたたび就職した場合、復帰後36カ月の保険料の支払いがなされれば、再度失業手当を受ける権利を有する。法律や労働契約によって保険加入者の責めに帰すべき事由によって生じる損害額を使用者は失業手当から控除することができる。

以下の場合には失業給付の支払いが中止される。

- a) 所轄の職業紹介所や社会保障事務所から情報提供を受けた仕事を正当な理由なく拒否した場合
- b) 社会保障委員会が指示する訓練コースを正当な理由なく拒否する場合
- c) 新しい仕事を見つけた場合
- d) 刑事法によって処罰を受け刑務所に収容された場合
- e) 海外で仕事をみつけた場合

出所：2012年社会保障法

## 2-3 年齢に関する法制度

一定年：

公務員以外には、定年に関する法的規制はない。公務員は60歳が定年年齢である。そもそも定年制を設けない企業もある。定年制を設ける場合は、就業規則や雇用契約書に定めておく必要がある。

一年少労働：

工場法によれば就労最低年齢は14歳である。14歳から16歳未満の者は1日4時間で軽い労働が可能である。16歳以上は医師の診断書があれば18歳以上の者と同じ時間働くことができる。

## 2-4 障がい者雇用対策

1955年障がい者雇用法は、障がい者が治療や職業訓練を受ける権利、求職の登録、雇用権の保障について定めている。この他に、児童法18条には障がいを負った児童の保護が定められている。

2008年憲法32条に障がい者の保護が規定されたことを受けて、障がい者の権利に関する法律が2015年6月5日に制定された。障がい者のための国家審議会を設置して、障がい者の教育、健康、政治や市民参加、職業機会の促進など提言を行うことになっている。

なお、社会福祉救済復興省が非公式教育として、成人障がい者向け青年ケア・職業訓練センターが10カ所、聾・盲・障がい者学校が4カ所、合計14施設が設置されている。

出所：国際協力機構（2013）『ミャンマー国教育セクター情報収集・確認調査 ファイナルレポート』2013年2月

## 3 能力開発・キャリア形成支援

### 3-1 初期教育訓練

ミャンマーの就学開始年齢は5歳であり、小学校5年間、中学校4年間、高校2年間の「5+4+2制」が長年とられてきた。つまり、初等教育および中等教育あわせて11年間の教育を受けることになる制度であった。民政移管後のテインセイン政権下で急速に進む国内の諸改革の一つとして教育部門の改革がすすみ、2015年から「6+3+3制」になった。

基礎教育と職業教育の関係に着目すれば、小学校を終えると中学校に進学するか、就業前学校に進学するか、そのまま就職するという進路を歩むことになる。また、高等学校の卒業にあたって試験があり、基礎教育の卒業認定試験としての意味合いがあると同時に、大学入学資格試験を兼ねている。

就業前学校という教育省管轄の教育施設があり120校程度設置されている。1週間に少な

くとも1コマ職業教育を目的とする授業(農業、手工業、家計経済等)に当てられている。

学校の設置主体は、教育省ばかりでなく、寺院が開講する僧院学校もある。僧院学校は宗教省管轄下の学校である。僧院学校には若い出家者に対して専門的な仏教教育を行う教学僧院と世俗教育を行う僧院学校がある。後者の僧院学校は、主に貧しい子どもたちに教育の機会を与えることを目的とした僧侶によって開設された学校である。僧院学校は、貧困層の子供、ストリート・チルドレンや孤児などを中心に公立学校から受け入れを拒否された子供の教育を行っている。基礎教育におけるセーフティネットの役割を果たしている。

出所：増田知子(2010)「ミャンマー軍事政権の教育政策」  
工藤年博編『ミャンマー軍事政権の行方』アジア経済研究所調査研究報告書、第5章所収。

### 3-2. 継続教育訓練

1996年まで教育省が基礎教育も職業教育も一元的に所管していた。しかし、1996年以降は各省庁に権限移譲して、それぞれの分野に専門化した職業教育・訓練が実施されるようになった。20の省庁が合計で480の施設を設置している(2016年の省庁再編前の省庁数)。

その中で、科学技術省が所管する職業訓練制度(能力開発行政)は、1974年ミャンマー連邦工業・農業・職業教育法(1989年改訂)に基づいて実施されている。科学技術省職業技術開発局が管轄する教育訓練機関として、技術大学(TU)が27校、政府技術カレッジ(GTC)が3校、政府技術学校(GTS)が11校、政府技術高校(GTHS)が36校設置されている(2013年1月現在)。

出所：国際協力機構(2013)『ミャンマー国教育セクター情報収集・確認調査ファイナルレポート』2013年2月

## 4 賃金・労働時間・解雇法制

### 4-1 最低賃金制度

2013年最低賃金法に基づいて全国審議会が組織された。この審議会での検討を踏まえて2015年9月1日から最低賃金額が日給3,600チャットとなっている。従業員15人以上の事業所を対象としており、2年ごとに最低賃金額を変更することができる設計になっている。

出所：2013年最低賃金法

### 4-2 労働時間制度

#### ー工場法：

工場法には労働時間および時間外労働について以下のような定めがある。18歳以上の労働者の労働時間は、原則として1週間44時間、1日8時間(59条、62条)である。ただし、技術的理由で労働継続が必要な場合は週48時間まで認められる(59条)。この時間を超える場合、原則として2倍の賃金を支払わなければならない(73条)。

労働時間が5時間を超える前に、30分以上の休憩時間を付与しなければならない(63条)。労働時間と休憩時間の合計が原則として10時間を超えてはならない(64条)。

日曜日が法定休日とされており、日曜日の前後3日以内に代休日が付与されないかぎり、日曜日に労働する義務は負わない(60条)。代休が付与されない場合、休日出勤した月またはその月の翌々月までに代休を付与しなければならない(61条)。

#### ー店舗および商業施設法：

店舗、商業施設、公共娯楽施設では、原則として1日8時間以上、1週間48時間以上働くことはできない。しかし、棚卸、決算書の作成、決算、その他の事業上の必要があれば、1日8時間以上、週48時間以上働くことが認められる。時間外労働は原則として12時間、特段の事情がある場合は週に16時間までの残業が許される

(12条)。時間外労働には2倍以上の平均賃金を残業手当として支払わなければならない(8条)。

店舗、商業施設、公共娯楽施設の労働者は1日5時間以上働く場合、少なくとも30分以上の休憩時間が付与されなければならない(13条a)。ただし、警備員や管理人の場合は休憩時間を不要とすることができる(13条b)。労働時間と休憩時間と残業時間の合計が、店舗と商業施設、公共娯楽施設の場合は1日当たり11時間を超えてはならない(13条a)。

#### 一 鉱山法：

資源・環境保護省の管轄下にある鉱山法(1994年9月6日成立)によれば、週5日を超えて働かせることが禁止され、通常1日8時間、週40時間を超えることを禁止している。例外として作業の都合で週48時間まで認めている。坑外では休憩時間を含めて1日10時間を超えてはならない。1時間の休憩時間を取らない場合、5時間を超えて働かせてはならない。坑内では1日8時間を超えてはならない。シフトが採用されている場合でも8時間を超えてはならない。シフト勤務の場合、深夜0時を挟んで働く場合、当該シフト勤務終了後24時間後から働くことができる。坑外と坑内勤務の開始時間と終了時間を明示し、その通知を事務所の外に掲示しなければならない。その写しを統括監督官に提出しなければならない。土曜日または日曜の直前または直後の3日以内に休日を与えないかぎり、土曜日や日曜に働かせてはならない。それができない場合には1カ月以内に代休を与えなければならないとされている。

### 4-3 解雇法制

解雇事由に関する規制は法令にはないため、就業規則や雇用契約書に解雇事由を明示し、解雇手続も定めておくことが望ましい。ミャンマーがイギリスの植民地時代にはイギリスでは解雇は判例法によって処理されてきたために、

法律で定めることはされなかった。そのためにミャンマーでも解雇を規制する法律が制定されないままになっている。解雇補償金や退職金についての法律上の定めはないが、2015年に通達(Notification No.85/2015)が出された。使用者側の都合で解雇する場合には、解雇や退職の直前の月額給与額に、勤続期間に応じた割合を乗じた額が、解雇補償金として支払われる。

出所：通達2015年85号

## 5 社会保障

### 5-1 公的年金制度

老齢退職年金は満60歳から受給できる。給付額及び期間は保険料を支払った期間によって異なる。満60歳になる前に180カ月保険料を支払った場合、希望に合わせて平均賃金の15カ月分を分割または一括で給付を受けることができる。180カ月以上保険料を支払った場合には、支払った額に応じて一定額が加算される。12カ月以上180カ月未満の期間の支払いの場合には保険料の40%とその年2%の利子分が支払われる。12カ月以下の場合には保険料相当額を一括で受け取る権利がある。

出所：2012年社会保障法

### 5-2 医療保険制度

2008年憲法367条に「医療を受ける権利の保障」が規定されている。2012年には、1954年社会保障法を全面改正して、2012年社会保障法が制定された(2014年4月から実施)。

社会保障法の適用対象は、この法律は5人以上の労働者を雇用する企業であり、強制的に適用になる。政府関係機関、国際機関、季節的な農業、漁業、非営利団体、家事労働者、家族のみで操業する企業には適用にならない。5人未満の企業は強制的には適用されないが、任意で労働者が加入することは可能である。学生や農民、独立自営業者も任意に加入することができる。

加入後、社会保障事務所に登録され、使用者に登録証明書、労働者には社会保険カードが発行される。

加入時に労働者が年齢 60 歳以下の場合には使用者は賃金総額の 2%、労働者は賃金額の 2% の負担である。60 歳を超えている場合、使用者は 2.5%、労働者 2.5% の負担となっている。

社会保障委員会や政府が所有する病院や診療所、社会保障委員会が契約する病院や診療所、使用者が準備する病院や診療所において、治療を開始してから 26 週を限度として受けることができる。継続的疾患の場合は 52 週を限度として治療を受けることができる。

### 5-3 2012 年社会保障法に基づく労働災害補償

社会保障法の適用対象となる 5 人以上の労働者を雇用している企業は、強制的に社会保障制度に加入することになっている。社会保険に加入する企業を対象として、被保険者が労働災害にあった場合、治療、一時的就労不能給付、永続的就労不能給付、遺族給付の 4 種類の補償が支払われる。

#### － 治療：

被保険者が労働災害にあった場合に、治療を受けることができ、12 カ月以内に労働復帰が可能となった日に治療は終了する。12 カ月が終了しても労働復帰ができない場合は永続的就労不能給付に変わる。

#### － 一時的就労不能給付：

無料の治療を受けられるとともに、労災前 4 カ月の平均賃金の 70% の手当を最長 12 カ月受け取ることができる。12 カ月経っても復帰できない場合は永続的就労不能給付に移行する。12 カ月を経なくても医師の診断書によって復帰が不能であることが判明すれば、この場合もその時点で永続的就労不能給付に移行する。医師の診断書が出されてから 1 年以内にタウンシップ社会保障事務所に申請しなければならない。

#### － 永続的就労不能給付：

12 カ月を超えても就労不能が続く場合、永久的に一部障がいが残る場合、障がいによって失った能力の程度によって平均賃金の 70% を、5 年から 9 年分の一時金として受け取ることができる。事故にあった日から 1 年以内にタウンシップ社会保障事務所に申請しなければならない。

#### － 遺族給付：

労災により死亡した場合の遺族は、保険料が支払われた期間に応じて、分割または一括での給付を受けることができる。死亡の日から 1 年以内にタウンシップの社会保障事務所に申請しなければならない。保険料の支払期間が 60 カ月以下の場合の 30 カ月分の平均賃金から、240 カ月を超える場合の 80 カ月分の平均賃金まで、段階的に給付期間が設定されている。

出所：2012 年社会保障法

### 5-4 社会保険料率の労使負担割合

#### － 医療保険：

60 歳以下の労働者の場合、使用者は賃金総額の 2%、労働者は賃金額の 2% の負担。60 歳を超えている労働者の場合、使用者は 2.5%、労働者 2.5% の負担。

#### － 労災保険：

事業主が労働者に支払う賃金の 1% 分の保険料を負担。

### 5-5 育児・保育について

ミャンマーでは男女の役割分業の考えが強く、男性の雇用を重視する傾向にあり、女性は育児や家事労働のために単純労働やインフォーマル・セクターに従事する傾向がある。単純労働に従事する割合が高いために女性の賃金は低い。

## 6 労使関係

### 6-1 労使関係

約 50 年間にわたって労働組合の結成が禁止されていたが、民政化に移行して 2011 年労働組織法、2012 年労働争議解決法が制定され、集团的労働関係の基本法ができあがった。

2011 年労働組織法における「労働者」は、経済活動に従事する労働によって生活する者であり、日雇労働者、臨時労働者、農業労働者、家事労働者、政府職員、見習いを含む。ただし、軍隊勤務者、警察官、軍隊の管理下にある戦闘組織に従事する者は除かれる。農業労働者も労働組合を結成でき、農民組合と呼ばれているが、ここでいう農業労働者は 10 エーカー未満の農地を所有している者とされている。この中には全く農地を持たない者も含まれる。農地 10 エーカー以上の農地を所有している者は地主として分類されており、労働組織を結成することはできないという扱いになっている。外国企業、民間企業、国有企業の従業員や政府職員は本法の労働者に含まれる。

使用者とは、雇用契約によって 1 人以上の労働者を雇用する者であり、労働者を直接または間接的に管理し、監督し、指揮命令をおこなって、賃金を支払う者を指している。使用者を合法的に代理する者も使用者とされている。なお、海上労働にはこの労働組織法は適用されない。

出所：2011 年労働組織法

### 6-2 労使団体

#### － 労働組合：

ミャンマー国内で労働組合を組織することが禁じられていた 1991 年に、ビルマ労働組合連盟 (FTUB) がタイで結成された。2012 年には Federation of Trade Unions Myanmar (FTUM) に名称変更され、これが母体となって 2014 年 11 月 29 日・30 日に行われた大会で、農業 (AFFM)、交通運輸 (MTLTUF)、鉱業 (MWFM)、製造業 (IWFM)、建設木材 (BWF) の五つの全国

産業別労働組織をもとにナショナル・センターとしてミャンマー労働組合総連盟 (Confederation of Trade Unions in Myanmar : CTUM) が結成された。CTUM は全ミャンマーを代表する組合組織として 2015 年 7 月に登録が許可された。

CTUM とは別に、もう一つの労働運動の流れが Myanmar Trade Union Federation (MTUF) である。主に軍政時代でも海外に脱出しないでミャンマー国内にとどまって組合活動を行っていた者が中心になって設立された。当時、組合活動は非合法的な活動であったために、刑務所に政治犯として収容された経験を持つ者が多い。民政化後に刑務所から釈放されて、組合の組織化に本格的に取り組んだ活動家による組織である。その活動家は国民民主連盟のメンバーでもある。第 1 回総会は 2014 年 4 月 26 日開催されている。2014 年 8 月現在、非農業部門で加盟組合が 120、組合員数が約 1 万人となっている。

ミャンマーにおける組合の推定組織率について、ミャンマー政府からの公式発表はないが、組織人数 6 万人、労働力人口 3,000 万人として計算すれば、推定組織率 0.2%ということになる。

#### － 使用者団体：

ミャンマー商工会議所連合会は 1919 年にビルマ商業会議所 (Burmese Chamber of Commerce : BCC) として設立されたが、1948 年のイギリスからの独立後にビルマ商工会議所連盟 (Union of Burma Chamber of Commerce & Industry : UBCCI) となった。1962 年から 1988 年までのネーウィン政権時代は機能していなかった。軍事政権が成立時の 1989 年から市場経済が導入されたことによって、UBCCI は再組織され、ミャンマー商工会議所連盟 (Union of Myanmar Chamber of Commerce & Industry : UMCCI) となった。1999 年には現在のミャンマー商工会議所連合会 (Union of Myanmar Federation of Chambers of Commerce & Industry : UMFC) となった。これまで軍との関係は強かった。3 万社を超える

企業が加盟し、71 の事業者団体、管区や州単位の商工会議所、国境貿易の商工会議所から構成されている。1,100 社ほどの外国企業も加盟している。

出所：UMFCCI ウェブサイト参照（ウェブサイト最終閲覧日：2017年1月6日）

### 6-3 労働紛争処理システム

1929 年労働争議法が改正され、2012 年 3 月 28 日に労働争議解決法が制定された。この法律では紛争を個別紛争と集団紛争に分け、労働争議解決法は後者の集団紛争を処理するために制定された法律である。

個別紛争と集団紛争で異なる解決方法を採用しており、個別紛争では調停を利用できるが、裁判所での処理を取り入れ、集団紛争では調停から仲裁で処理する手法をミャンマーは採用している。職場調整委員会、調停機関、仲裁機関、仲裁評議会の 4 段階にわたる紛争解決機関が設置されている。

#### － 職場調整委員会：

職場調整委員会は 30 人以上労働者を雇用する企業に設置が義務づけられている。労働組合が 50%以上の労働者を組織している場合には、その労働組合から 2 名、組織されている労働者の割合が 50%未満の場合にはその労働組合から 1 名と選挙で選ばれる労働者代表 1 名の計 2 名、労働組合がない場合には選挙によって選ばれた 2 名が労働者代表となり、使用者代表 2 名の合計 4 名の委員で構成される。任期は 1 年である。委員は 21 歳以上でなければならない。

この委員会の任務は労働条件、安全衛生、職場環境、福利厚生および生産性を向上させることである。労働組合や労働者、使用者が苦情を委員会に申し立てた場合、申し立てを受領した日から公休を除いて 5 日以内に交渉して解決を図らなければならない。合意ができれば、協定書を作成して上位の調停機関に送付しなければならない。30 人未満のために職場調整機関が設置されない場合であっても、労働者から苦情が

申し立てられた場合には、使用者が 5 日以内に紛争を処理しなければならない。いずれの場合にも、解決できない場合は、上位の調停機関に申し立てすることができる。

#### － 調停機関：

調停機関は、11 名で構成されるもので、州や管区のタウンシップに設置される。議長として州や管区から任命される者 1 名、労働者または労働組織から 3 名、使用者や使用者団体から 3 名、タウンシップ（行政）から 1 名、有識者 2 名、労働省から書記として指名される 1 名から構成される。任期は 2 年である。年齢制限があり、21 歳以上でなければならない。2014 年現在、325 の調停機関が設置されている。

調停機関は個別紛争か集団紛争かを判定する。個別紛争の場合には、調停機関で解決できなければ、裁判所に提訴することができる。

集団紛争の場合には、労働・入国管理・人口省、州、管区にその旨が伝えられる。受理した日から公休日を除いて 3 日以内に調停が行われる。合意が成立すれば協定書が締結される。合意ができない場合には、公休日を除いて 2 日以内に仲裁機関に付託しなければならない。そのことを関係当事者に通知しなければならない。解決できなかった場合には、その内容についての意見をまとめた報告書を州や管区に送付しなければならない。調停に不服がある場合には、裁判所に訴えを提起することもできる。

#### － 仲裁機関：

仲裁機関は、11 名からなるもので州または管区に設置される。議長として州または管区によって任命される者 1 名、労働組織の代表 3 名、使用者団体の代表 3 名、州または管区から選ばれる代表 1 名、有識者 2 名、書記として州または管区から任命される者 1 名からなる。任期は 2 年である。メンバーは 25 歳以上でなければならない。2014 年現在、14 の仲裁機関が設置されている。



付託されてから公休日を除いて 7 日以内に決定を下さなければならない。決定がなされたときには、その日から公休日を除く 2 日以内に関係者に通知しなければならない。紛争が重要事業や公益事業の場合には、その写しを労働大臣、州または管区に送付しなければならない。その決定に不服の場合には、二つの方法がある。一つは仲裁評議会に公休日を除いて 7 日以内に申し立てを行うことである。もう一つはロックアウトまたはストライキを実施することである。ただし重要事業の場合には公休日を除いて 7 日以内に仲裁評議会に申し立てしなければならない。

一 仲裁評議会：

仲裁評議会は 15 名の法律専門家と労働問題の専門家から構成される。その内訳は労働省が選ぶ 5 名、労働組合が指名する者から選ぶ 5 名、使用者団体が指名する者から選ぶ 5 名からなっている。任期は 2 年である。35 歳以上でなければならない。仲裁評議会は全国で 1 カ所設置されている。

集団紛争の聞き取り調査をおこなって決定を下す。その委員会は付託を受けてから公休日を除いて 7 日以内に決定を下す。決定がなされたときには、その日から公休日を除いて 2 日以内に関係者に通知を行う。その写しを労働大臣、州または管区に送付する。

調停機関や仲裁機関、仲裁評議会の決定は、定めた日から有効になる。有効日から 3 カ月が経てば当事者の合意で修正できる。新しい協約で合意ができれば、調停や仲裁で合意された部分を無効とすることができる。

決定は紛争に関係するすべての者に効力が及ぶ。紛争にかかわる使用者の法的相続人、紛争当時だけでなく紛争後雇用された者にも効力が及ぶ。

決定や協約が有効な期間に決められた事項を変更するために、ロックアウトやストライキをおこなってはならない。これは平和義務を定め

たものである。これに違反する者は 3 万チャットの罰金を科せられる。

調停機関や仲裁機関で決められた事項は履行しなければならない。それに違反した場合、10 万チャットの罰金を科せられる。仲裁機関や仲裁評議会が紛争処理のために書類の閲覧を求めた場合にはそれに応じなければならないし、証人として呼び出しを受けた場合、本人またはその法定代理人は所定の期日に出頭しなければならない。これに応じない場合 10 万チャットの罰金を科せられる。

施行されて約 3 年を経過した 2015 年 9 月現在、調停にかけられた 3,050 件のうち、288 件が仲裁評議会に付託され、約 99% が解決したとされている。

出所：The Republic of the Union of Myanmar, Ministry of Commerce, Union Minister's Office, *Post-Hearing Brief support of Myanmar as a BDC and LDBDC*, April 9, 2014  
[Factory workers weary of the Arbitration Council, 25 September 2015](#), Myanmar Times.  
<http://www.mmtimes.com/index.php/national-news/16690-factory-workers-weary-of-the-arbitration-council.html>

---

ウェブサイト最終閲覧日は、特に断りのない限り 2017 年 3 月 14 日